

令和 7 年 7 月 3 日
新宿区情報公開・個人情報保護審議会資料
総合政策部区政情報課

令和6年度保有個人情報の管理の状況に係る監査について

個人情報の保護に関する法律第 66 条第 1 項では、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と規定され、個人情報保護委員会が示す「個人情報保護法についての事務対応ガイド」において、保有個人情報の適切な管理を検証するため、監査を行うこととされている。

この度、下記のとおり、保有個人情報の管理の状況に係る監査を実施したため、その概要を報告する。

記

1 監査対象

各係 3 名が回答した保有個人情報の管理の状況に係る点検チェックシートの結果を踏まえ、税務課、若松町特別出張所など 10 課を監査の対象とした。

※点検チェックシートでは、人的安全管理措置（教育など）、物理的安全管理措置（媒体の管理や廃棄など）、技術的安全管理措置（アクセス制御など）、外的環境の把握（外国での取扱いなど）について点検を実施。

3 指摘事項に対する改善状況

別紙 1 のとおり

4 全庁向け周知

監査対象課における監査結果や改善内容を踏まえ、適切な個人情報の取扱いの徹底について、別紙 2 のとおり、全庁あて通知を実施した。

5 今年度の取組について

令和 6 年度と同様に、保有個人情報の管理の状況に係る点検チェックシートを回答させ、その結果を踏まえ、監査対象を決定する。

また、監査のテーマを決めて実施するなど、新たな監査の方法も検討していく。

保有個人情報の管理の状況に係る監査における指摘事項に対する改善状況

No.	監査対象課	指摘事項	改善状況	改善内容
1	税務課	無し	—	—
2	若松特別出張所	無し	—	—
3	落合第一特別出張所	無し	—	—
4	障害者福祉課	「区におけるＵＳＢメモリ等の外部記録媒体の取扱いについて」では、「外部記録媒体を課の外に持ち出す場合は、利用者は、外部記録媒体持出し等記録簿に記入し、課長の承認を受ける。また、外部記録媒体を課の外から持ち帰った場合も、課長の確認を受ける」旨、定められている。 しかしながら、監査対象課では、外部記録媒体を課の外に持ち出す場合は、課長の承認を受けていたが、外部記録媒体を課の外から持ち帰った場合は、担当者が確認しており課長の確認を受けていなかった。	改善した	「障害者福祉課ＵＳＢメモリ等の外部記録媒体持出し等記録簿」では、持ち帰り・返却確認をＵＳＢメモリを保有する係長が行っていた。保有個人情報の管理の状況に係る監査の指摘を受け、ＵＳＢメモリ等の外部記録媒体を課の外に持ち出す場合の返却確認は課長が行い、併せてこのことを職員に十分に周知し、適切に対応している。
5	男女共同参画課	「区におけるＵＳＢメモリ等の外部記録媒体の取扱いについて」では、「外部記録媒体の利用者は、外部記録媒体を利用するときは、所在管理のため、各課に備えた外部記録媒体利用管理簿に、利用開始日付、利用者氏名、外部記録媒体管理番号、利用目的、記録内容等の利用履歴を記入し、外部記録媒体を管理する者の確認を受ける。また、外部記録媒体の利用を終了したときも、外部記録媒体を管理する者に確認を受ける」旨、定められている。 しかしながら、監査対象課では、外部記録媒体を利用するとき及び終了したときの確認を担当の職員間で行っており、外部記録媒体を管理する者の確認を受けていなかった。	改善した	外部記録媒体を利用する場合、その利用開始時及び利用終了時において外部記録媒体を管理する者（係長）に確認を受けるよう、課内の職員に周知を行った。

No.	監査対象課	指摘事項	改善状況	改善内容
6	健康政策課	「区におけるUSBメモリ等の外部記録媒体の取扱いについて」では、「外部記録媒体を課の外に持ち出す場合は、利用者は、外部記録媒体持ち出し等記録簿に記入し、課長の承認を受ける。また、外部記録媒体を課の外から持ち帰った場合も、課長の確認を受ける」旨、定められている。 しかしながら、監査対象課では、外部記録媒体を課の外に持ち出す場合は、課長の承認を受けていたが、外部記録媒体を課の外から持ち帰った場合は、担当者が確認しており、課長の確認を受けていなかった。	改善した	「区におけるUSBメモリ等の外部記録媒体の取扱いについて」の運用に基づき、外部記録媒体を課の外から持ち帰った場合においても、外部記録媒体持ち出し等記録簿に課長の確認を受けた旨を記入することとした。
7	高齢者医療担当課	無し	—	—
8	防災都市づくり課	「新宿区個人情報保護管理運営会議の組織及び運営に関する要綱」では、新たな個人情報を取り扱う業務の委託、又は区が過去に行った業務の委託の重要な変更について審議し、その結果を区長に報告するものとしている。 しかしながら、監査対象課では、新たに個人情報を取り扱う委託を始める際に、新宿区個人情報保護管理運営会議に付議をしないまま、委託業務を行っていた。	その他	区政情報課と協議の結果、事後報告として新宿区個人情報保護管理運営会議への付議を行うこととした。
9	建築調整課	無し	—	—
10	選挙管理委員会事務局	(1) 「個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順」では、履行前（契約締結時等）及び履行中の計2回、立ち入り調査等を通じて、委託先が適正に業務を実施していることを確認するものとしている。 しかしながら、監査対象課では、履行前及び履行中の確認記録票を作成しておらず、委託先への確認を行っていなかった。 (2) 「区長が行う個人情報保護事務に関する規則」では、各種記録票（個人情報業務登録票、外部結合記録票など）の様式を定め、「個人情報の管理・利用に係る具体的な事務処理手順では、「保護管理者は、各種記録票を常に最新の状態にするよう努める」旨、定められている。 しかしながら、監査対象課では、最新の様式に更新されておらず、旧様式での保存・管理が行われていた。	一部改善した	(1) 委託契約期間が終了後に指摘を受けたことから、今回の指摘事項については局内で周知するとともに、次年度以降について別紙を作成し、委託契約時から委託業者と契約締結時及び契約期間中に確認を取り、実施することとした。 (2) 各種記録票について、最新の状態に修正を行った。

6 新総合区広報第1558号
令和7年3月31日

各保護管理者

保有個人情報総括保護管理者
副区長 寺田 好孝
(公印省略)

保有個人情報の管理の状況に係る監査の実施結果を踏まえた
保有個人情報の適切な管理の徹底について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、令和6年11月から令和7年1月にかけて、保有個人情報の管理の状況に係る監査を実施しました。

については、下記のとおり、当該監査の指摘事項を共有いたします。

各保護管理者におかれましては、指摘事項を確認の上、改めて各規程に定められている安全管理措置の実施状況等について点検するとともに、必要な措置を確実に講じるようお願いいたします。

記

1 監査の指摘事項

- (1) 各種記録票（個人情報業務登録票、外部結合記録票など）を最新の様式に更新していなかった。
- (2) USBメモリ等の外部記録媒体を利用するとき、又は外部から持ち帰ったときにおける確認・承認方法に不備があった。
- (3) 新たに個人情報を取り扱う業務委託を始める際に、新宿区個人情報保護管理運営会議に付議をしないまま、業務委託を行っていた。
- (4) 個人情報を取扱う業務委託について、委託の履行前及び履行中に、確認記録票が作成されていなかった。

2 個人情報保護制度の規程について

上記(1)～(4)の指摘事項について、それぞれの参考規定を以下のリンク先に保存しています。職員へ周知の上、各規程に沿った保有個人情報の適切な管理を徹底されますようお願いいたします。

- (1) 各種登録票は[こちら](#)（個人情報業務登録票、外部結合記録票など）
- (2) USBメモリ等の外部記録媒体の取扱いについては[こちら](#)
- (3) 新宿区個人情報保護管理運営会議の組織及び運営に関する要綱は[こちら](#)
- (4) 個人情報の取扱いに係る確認記録票については[こちら](#)

3 問合せ先

区政情報課広報係情報公開担当 葉袋・藤田・島田 内線 2112・2114